

朝鮮前期の倭銅鑞輸入

山 本 進
(外国語学部・中国学科)

キーワード

日朝貿易、銅鑞、三浦、花園県、倭寇、銃筒

要 旨

朝鮮前期において銅錢（朝鮮通宝）と銃筒（銅製火砲）の製造を積極的に実施したのは第4代国王世宗であった。銅錢と銃筒は共に銅と錫の合金である青銅で鑄造されたが、銅も鑞（錫）も国内ではほとんど産出せず、日本からの輸入に依存せざるを得なかった。当時の日朝貿易は対馬島主や西国大名など日本側諸勢力の朝鮮王朝に対する進貢と使節団が行う公貿易によって成り立っており、銅鑞輸入の対価として正布（麻布）や綿布が支払われた。世宗の死後、朝鮮政府の鑄砲政策と鑄錢政策が停滞・中止されると、倭銅鑞の需要は低迷したが、日本側は引き続き朝鮮産綿布を強く求めたため、政府は公貿易を私貿易に転換するなどの方法を随時駆使して朝貢貿易の負担軽減に努めた。16世紀になると民間で鑞器が普及し、銅の需要はある程度上向いたが、鑞の輸入は杜絶した。ところが1555年、後期倭寇が全羅道達梁で大規模な侵攻を行ったため、明宗はにわかには鑄砲政策を再開し、銅鑞需要は激増した。しかし日本からの銅鑞供給はすぐには復活しなかった。達梁倭変から約10年後、倭銅鑞輸入はようやく増加したが、既に後期倭寇は概ね鎮圧されており、政府の火器配備強化熱は冷めてしまった。

朝鮮の倭銅鑞輸入は世宗の鑄砲・鑄錢政策に伴う青銅需要に刺激されて増大し、需要が低下した後も日本の供給圧力は続いた。これは日本側に朝鮮産綿布への強い需要が存在したにもかかわらず、銅鑞に代わる新たな輸出品がなかったことに起因する。政府は羈縻政策の観点から倭銅輸入を継続したため、余剰の銅は鑞器などに加工された。ところが16世紀後期に青銅需要が再度高まった時、倭銅鑞輸出は即応しなかった。その原因は不明であるが、倭寇の跳梁により海上交易の危険性が高まったことなどが考えられる。

1. はじめに

朝鮮王朝は国初より日本と外交関係を結び、それに付随して貿易を行ってきた。朝鮮使節が日本に赴くことは少なく、また彼らは建前として商業活動を行わなかったため、日朝貿易の主体は日本人、特に対馬島主であった。日朝貿易の形態は、①進上（封進）と回賜、②公貿易、③私貿易に大別され、これ以外は密貿易であった。①は使節の来朝に伴う儀礼的な贈答、②は朝鮮政府との貿易、③は朝鮮商人を相手とする貿易であった。朝鮮前期には使節だけでなく興利人（商人）も貿易に参加できたが、彼らには私貿易しか許されていなかった。

国初倭船の入港地に制限はなかったが、太宗期に東萊の富山浦（釜山浦）、金海の乃而浦（齊浦）、蔚山の塩浦の3箇所に制限された。日朝貿易は1592年に勃発した壬辰倭乱で中断し、1609年に己酉約条が結ばれたことにより再開された。但し朝鮮政府は安全保障上の理由から入港地を釜山浦一港に制限し、使節が漢城へ上京することも禁止した。また歳遣船の回数や公貿易の数量も戦前以上に厳しく制限するようになった。片や日本でも江戸幕府の鎖国政策により朝鮮との外交・貿易は対馬藩のみが担当することとなり、朝鮮前期のように室町幕府や諸大名の使節から民間人までもが不定期に両国間を往来する状況は一新された。従って朝鮮前期には例えば博多商人のような興利人が対馬島主より渡航証明書である行状（書契・文引）を受領して三浦に赴き、朝鮮商人を相手に禁輸品以外の物貨を私貿易することも認められていたが、朝鮮後期になると対馬藩の関係者だけが日本人居留地である倭館に入って貿易に従事することとなり、日朝貿易の生み出す利益は全面的に対馬藩財政に組み込まれてしまった。

朝鮮前期と後期の日朝貿易は取引形態だけでなく取扱品目でも大きな違いがあった。後期においては米穀や綿布など生活必需品の対日輸出を除くと、日本から朝鮮への銀輸出と朝鮮から日本への紗緞・白絲・人蔘輸出が大宗を占め、紗緞や白絲は倭銀を原資として中国から輸入された唐貨であった。すなわち朝鮮は対日貿易と対中貿易とを結び付け、日中間の中継貿易によって多大な利鞘を獲得していたのである。これに対し前期においては日本側が主として銅・鐵（錫）・金・銀・硫黄・明礬などの鉱産物や丹木（蘇木）・胡椒などの熱帯特産物を持ち込み、朝鮮政府は当初これらを主に正布（麻布）で、15世紀後期頃からは専ら公木（綿布）で買い取っていた。金銀は朝鮮側の禁輸品目であったが、16世紀前期頃から倭使が大量に銀を持参するようになり、政府はやむを得ず一部を買い取ることで対処していた。

輸入品目の性質に着目すると、日本側は生活必需品である織物が中心であったのに対し、朝鮮側は奢侈品が圧倒的に多かった。また需給関係について見ると、朝鮮側の需要を超越して日本側が官民の別なく物貨を積極的に売り込んでいた。それ故時として朝鮮政府が私貿易を制限したり禁止したりすることもあった。総じて、朝鮮後期の日朝貿易が両国にとって互恵的・相

互依存的であったのに対し、前期のそれは朝鮮政府の日本諸勢力に対する羈縻政策すなわち倭寇懐柔の側面が強く、日本側とは対蹠的に朝鮮側は物貨輸入をほとんど必要としていなかった。

但し輸入品目の中で銅は輸入量が比較的多く、政府もかなり関心を寄せていた。朝鮮前期の日朝貿易については夙に小葉田淳・中村栄孝・金柄夏・村井章介・朴平植の著作⁽¹⁾をはじめとする膨大な先行研究があり、いずれも銅が朝鮮にとって重要な輸入品であったことについて触れている。例えば村井章介は「とくに一五世紀以降日本列島で増産がめだつ銅は、国王のことに『銅鉄は民の欲するところであり、もし倭人がもってこなければ、国家の需要をみたせない』とあるように、重要な輸入品だった」と記しているし、中村栄孝は「朝鮮は、開国当初から北辺開拓を国是としていた関係から、北方女真（野人）諸部落と深いつながりをもっており、十五世紀の中ごろからは、たびたび満州方面に遠征をおこない、野人に対する懐柔のためにも、莫大の負担があつて、財政上の窮乏をまねいていた。したがって、日鮮貿易は、経済上にたえがたい重荷になってきたので、成宗の末年から燕山君の時代にかけて、貿易の統制をきびしくし、綿布の流出と銅の輸入について、制限を強行せざるを得なくなった」と述べている⁽²⁾。しかし村井は銅が国家の如何なる需要を満たしていたのか明らかにしていないし、中村も何故15世紀終盤頃に財政が窮乏し、銅輸入制限を行わなくてはならなくなったかについて、北辺問題以外の要因について考察していない。この時期女真族が強大化したという事実は見当たらないし、女真族を攻撃あるいは懐柔する費用を捻出するため倭寇を懐柔する対日貿易を削減するのは筋が通らない。

総じて、従来の前期日朝貿易史研究は朝鮮の国内産業に対する関心が薄く、また史料上において政府が特に銅を必要としていたという記録が見られないため、輸入銅が何に用いられたかについては未解明のままである。他の輸入品の中で、金銀は宝飾原料、明礬や丹木は染色原料であり、胡椒は当時専ら薬材として用いられ、何れも奢侈品であったため、おそらく銅も宮闈や士大夫家で使用される真鍮製器皿の原料であったと考えられてきたものと推測される。

ここで注目されるのは、銅と並んで錫が大量に輸入されていることである。銅と錫の合金は青銅であり、贅沢品ではなく、火砲・銅銭・梵鐘などの原料として使用された。錫の原産地は東南アジアと見られ、琉球を経て日本に輸入されていた⁽³⁾。硫黄もまた火薬の原料となる。従って前期日朝貿易の盛衰は朝鮮政府の鑄銭政策や鑄砲政策と一定の関係があるのではないだろうか。

筆者はかつて朝鮮時代における青銅製火器の変遷と朝鮮後期の鑄砲・鑄銭政策について検討した⁽⁴⁾。15世紀前期には世宗の北辺充実政策に伴い弓箭を発射する青銅製銃筒が多数鑄造されたが、世宗歿後女真族との対決姿勢が軟化したことにより火器に対する政府の関心も低下した。貨幣政策でも太宗15年（1415）より世宗27年（1445）まで銅銭である朝鮮通宝が鑄造

されたが、生産量は少なく大して流通しなかった。ところが嘉靖大倭寇が猖獗を極めた16世紀中葉に至り、明宗は海賊船を撃破できる艦載砲を水軍に配備した。これは弾丸を発射する小型の火砲で、ポルトガルから伝来した仏狼機砲も一部で取り入れられた。倭乱と胡乱を経て朝鮮後期に至ると、軍事的脅威の低下により鑄砲は間歇的にしか実施されなくなった。一方肅宗4年(1678)より常平通宝の鑄造が始まり、一時的な停鑄期を経て18世紀後期には大量の銅銭が鑄造され市場に流通した。銅は相変わらず日本から輸入され、従って鑄砲政策と鑄銭政策とは盛衰時期が重なった。

これらの成果を敷衍すると、朝鮮前期においても倭銅輸入量の増減は単純に朝鮮政府の外交姿勢や財政事情に左右されただけでなく、鑄砲政策や鑄銭政策とも何らかの関係があったことが疑われる。今のところ貿易政策と貨幣・軍事政策とを関連付けて論じた史料は見当たらないが、約2世紀にわたる朝廷での議論を総合的に検討することで、両者の間に一定の繋がりが見出せるかもしれない。本稿の課題は朝鮮前期の日朝貿易を単なる羈縻政策としてではなく、政府の鑄銭・鑄砲政策との関係から再検討することである。なお錫は当時の漢字表記である鑛で統一する。

2. 世宗期の倭銅鑛輸入

15世紀初期、朝鮮政府は銅の需要増に直面していた。まず太宗15年(1415)6月には朝鮮通宝の鑄造が開始され、次いで世宗元年(1419)8月には太宗の主導で己亥東征(応永の外寇)が実施された。この軍事行動は高麗末より朝鮮沿岸を荒らし回っていた倭寇の根拠地の一つである対馬を叩くものであったが、これ以降も倭寇の猖獗は止まず、朝鮮政府は軍備増強に迫られた。

当時の機械式兵器には銃筒と碗口があった。銃筒とは火薬で弓箭を発射する小火器であり、碗口とは碗型の臼砲である⁽⁵⁾。既に太宗九年(1409)には鉄箭数十本を発射できる火車が開発されているし、世宗即位年(1418)には青銅製碗口に加え対馬の倭寇が所持していた中国伝来の鑄鉄製碗口を倣製せよとの意見が出されており、朝鮮政府は火器の導入に積極的であった⁽⁶⁾。これら原始的火器にどの程度の威力があったのか不明であるが、対女真戦において一定の効果を期待されたのであろう。しかし世宗が砲兵を騎兵に便乗させて射程距離を詰め、敵前で下馬させ、至近距離から発砲させる戦術を構想した際、領議政黃喜は、火砲は野戦に不向きなので守城戦に用いるべしと反論している⁽⁷⁾。世宗はまた女真族の小堡小寨を攻撃する際、碗口は重くて駄運が困難であると指摘し、平安道都節制使李葳は、大碗口・中碗口を小碗口へ改鑄すべしと提案している⁽⁸⁾。このように野戦用兵器である銃筒も攻城戦用兵器である碗口も有効

射程が致命的に短く、また砲兵を素早く移動させ敵に接近させるための機動性にも劣っていたため、兵器としての実用性は低かったものと見られる。兵士もまた命中精度が低いため常に最前線に立たされる火砲軍への編入を忌避した⁽⁹⁾。

にもかかわらず世宗は鑄砲政策と鑄銭政策を同時並行して推進した。これに加えて火薬の原料の一つであり、朝鮮ではほとんど産しない硫黄が世宗期より洪川氏や少貳氏など西国大名より進献された⁽¹⁰⁾。

銅はまた真鍮に姿を変え鍮器に加工された。鍮器は官闕や士大夫家で重用されただけでなく、明勅使への贈答品としても使用された。早くも太宗元年（1401）には明使孟獻が帰国に際して真鍮製匙箸 10 対と銀製湯罐 1 箇を購入している事例が見られ⁽¹¹⁾、世宗 11 年（1429）には正月・5 月・7 月の 3 度にわたり明使が礼物として鍮器を要求した⁽¹²⁾。鍮器の贈給は少なくとも前年には実施されていたようである⁽¹³⁾。世宗 12 年には明使が頭目（隨行軍官）の部屋の銅盤や鍮鉢を盗み、器皿に改鑄させる事件も起こっており⁽¹⁴⁾、朝鮮の鍮器は中国で珍重されたらしい。世宗 22 年には対馬の宗貞盛も鍮器を求請しているが⁽¹⁵⁾、これは明への転売が目的であったと見られる。

ところが朝鮮では 18 世紀末まで有力な銅鋳脈が発見されておらず、銃筒・銅銭・鍮器の原料銅はほぼ全てを輸入に依存していた。一方同時代の日本では銅生産が盛んであったが、布帛類は相対的に不足し、とりわけ軍需物資でもある綿布の自給が全くできなかった。そこで対馬島主や西国大名は銅鐵・硫黄・明礬・蘇木・胡椒などを朝鮮に輸出し、苧麻布・綿布・綿紬（絹織物）を輸入した。倭銅鐵の私貿易は禁止され、進上または公貿易で輸入されていたが、公貿易では価格が折り合わないことも多かった。そこで世宗 16 年（1434）3 月、礼曹は日本使節のもたらす銅鐵の半分から 3 分の 2 を浦所に留置し、和売すなわち私貿易させてはどうかと提案した。私貿易については容認されたが、浦所での貿易については賛否が分かれ、結論が出なかった⁽¹⁶⁾。その後世宗 20 年（1438）に至り、三浦に綿紬を分送して銅鐵を買い取らせるとともに、貿易を自願する者が浦所に赴き倭物を購買することを許可した⁽¹⁷⁾。

倭銅鐵取引が当初漢城での公貿易に限定されていた理由は、商人による禁制品の密貿易を予防するためであった。それが浦所での交易も認められ、私貿易も許されるようになったのは、銅鐵を漢城まで輸送するのに多大な経費を要し、沿路の民弊となっていたからである。蓋し倭使の持参する銅鐵は漸次増加していたが、朝鮮国内での使節の応接費は朝鮮政府が支弁せねばならず、そこには所持品の輸送費も含まれていたからである。そこで政府は進上や公貿易を除いた倭銅鐵交易を浦所にて商人に委ね、転運に掛かる負担を節約しようと企図したのである。なお世宗 30 年の大内殿使の言によれば、紬 1 匹の対価は公貿易で銅鐵 10 斤、私貿易で 5・6 斤とあり⁽¹⁸⁾、倭使にとっては私貿易の方がはるかに有利であった。

倭使の持参する物品は年々増え続け、漢城や開城の富商を動員しても完売できなくなり、世宗 24 年（1442）正月、政府は市裏人を倭物交易に参加させ、11 升以下の苧麻布・交綺（綾絹）・豹皮・人蔘と丹木・明礬・胡椒との交易を行わせた⁽¹⁹⁾。一方同年 11 月には興利倭人がもたらした銅鐵・丹木の半数を浦所に留置し、あらかじめ各司の布貨を三浦付近の各官に下送して公貿易させた⁽²⁰⁾。世宗 27 年には領議政黄喜らが、銅鐵・丹木など重量物は半数留浦貿易し、日本国王使と大内使に限り全数輸京貿易すべしと提言し、裁可された⁽²¹⁾。このように対日貿易は使節持参物貨の転運が随伴するため経済的負担が大きかったが、朝鮮政府は私貿易や留浦貿易を導入することで銅鐵輸入を継続させた。その背景には世宗の鑄砲政策に伴う青銅需要の増大があった。

世宗 27 年（1445）6 月、国王は各道觀察使に対し、各官の破銅器や廃亡寺社の銅器を用いて火炮を加鑄せよと命じた。翌 7 月には、銅鉞脈を発見したり吹鍊法を会得した者がいれば功績の軽重を勘案して賞給せよと命じた。更に 8 月には、諸道に監鍊官を派遣し、觀察使や節制使に諭令して新定制度に則り火炮を改鑄せよと命じている⁽²²⁾。世宗 30 年には諸道に『銃筒膳録』を頒布したが、同書には鑞を軽量化して飛距離を 500 歩（600 m）から 1500 歩（1800 m）に改善した新式銃筒の開発に成功したと記されている⁽²³⁾。当時の火炮がせいぜい 200-300 歩（240-360 m）の射程であったことを勘案すると⁽²⁴⁾、技術的に大きな進歩を遂げたとも言えるが、有効射程はこれより大幅に短かったものと思われる。それでも世宗は火炮を重視し、その大量配備に邁進したため、倭銅鐵需要は堅調であった。

このように世宗期における倭銅鐵貿易の活況は主として国家の鑄錢・鑄砲需要によって支えられていた。しかし世宗 27 年 12 月には楮貨が再び通用されるようになり、鑄錢政策は後退した⁽²⁵⁾。鑄砲政策は依然として堅持されたが、後述するように世宗歿後は急速に顧みられなくなった。鑄錢・鑄砲政策が停止されたことにより、倭銅鐵貿易は急速に萎縮した。

3. 銅鐵需要の減少と日朝貿易

1450 年 2 月世宗が薨去し文宗が即位した。同年 8 月平安道都節制使金宗瑞は、火薬の補給が困難なため銃筒軍の訓練が不充分であると訴え、翌年 6 月兵曹は各種銃筒について、四箭銃筒の鍊成は継続するが、一銃筒・八箭銃筒・四箭長銃筒・細銃筒は不緊要と見なし、小神機箭は既に廃止され、三銃筒・中神機箭各 10 挺は両界（平安・咸吉両道）では毎年 1 回、他道では 2 年に 1 回発射訓練を行うべしと提言し、裁可された⁽²⁶⁾。このように世宗が心血を注いだ銃筒の改良は大部分水泡に帰したようであり、火薬の不足とも相俟って火炮軍の増強には歯止めが掛けられた。

このことが鑄砲政策に如何なる影響を及ぼしたのか明らかではない。しかし政府の火砲軍に対する熱意が冷めたからには、世宗期のような大量の銃筒鑄造はなされず、銅鑼需要も低下したものと見られる。これとは逆に日本側の輸出拡大要求は強まりつつあった。世祖元年(1455)礼曹は、九州地方の倭人が絶え間なく渡来し、銅鑼を大量にもたらすため、今後は遣使の回数を制限するよう提議し、世祖3年には日本国王使の船主道幸が、薺浦で銅21,200斤・鑼5,900斤が滞貨となっていると訴えている⁽²⁷⁾。一方世祖10年(1464)に戸曹は、円覚寺の大鍾を鑄成するため銅5万斤が必要で、漢城内外に半分弱が現存すると報告している⁽²⁸⁾。世宗期に銃筒の原料として重用された銅鑼は今や官庫にだぶつき、とうとう梵鐘の原料にされてしまった。そして商人李吉生の密貿易事件を発端として、睿宗元年(1469)3月に皮物・食物など細瑣な物貨を除いた三浦での私貿易が全面禁止された⁽²⁹⁾。

とは言え三浦で公貿易した銅や蘇木は重量品であり、漢城まで転運することは相当の民弊を伴った。そこで成宗3年(1472)6月には戸曹の建議に従い、中間地点に位置する慶尚道星州花園県に倭物庫を設置して、一旦銅・蘇木・牛馬皮を留置し、農閑期に漢城へ上送させることとなった⁽³⁰⁾。翌4年8月、同副承旨金紐は「近日内需司は綿紬を大量に持ち出して、浦所で倭人と交易し、2倍の値段で銅鑼や朱紅と交換する」と訴えている⁽³¹⁾。銅はもはや軍需物資ではなく、宮闕などで使用される日用品の原料となっていた。もちろん銃筒鑄造が停止されたことを明示する史料はないが、例えば成宗9年(1478)に全羅道觀察使李克増が「諸浦所蔵の火砲は発射を習う者が1-2人に過ぎず、その火薬も箭を発射し得る力がない」と上啓しているように⁽³²⁾、この時期に朝鮮政府の火砲への関心は著しく低下していた。

一方で対日貿易額は年々増加し、国庫には不急不要の銅鑼や皮物が山積する反面、京中の布貨備蓄は欠乏しつつあった⁽³³⁾。そこで成宗16年(1485)正月、戸曹判書李徳良らは、国家が倭銅の私貿易を許すと必ず禁制品の密貿易が起り、また売買に際して倭人との紛争も危惧されるので、商人に命じ花園県官倉へ価布を納めさせ倭銅を下げ渡すべしと提言した⁽³⁴⁾。すなわち私貿易は禁止し続けるが、進上・公貿易の余物である政府所有の倭銅鑼などを花園県で民間に販売して布貨の欠乏を補填せんとする計画である。この提案に対し朝廷では翌月以降大きな議論が巻き起こった。2月15日には戸曹案を支持する意見と一挙に私貿易を解禁すべしという意見が拮抗したが、26日には私貿易の可否に議論が絞られ、3月には私貿易再開が裁可された⁽³⁵⁾。

村井章介や朴平植はこれらの議論を国家による対日貿易の管理・統制の文脈で捉え、戸曹の原案に反して、それこそ「ひょうたんからコマ」のように私貿易が解禁されたかと捉える⁽³⁶⁾。しかし当時の政府が抱えていた課題が進上・公貿易による倭物過剰と布貨欠乏の解消にあったことを想起すれば、これは偶然の出来事ではない。財政を担う戸曹は密貿易の統制強化ではな

く、過剰在庫の処分を企図したのである。ただ花園県倭物庫での売買は手続きが煩瑣なため、それなら浦所での私貿易を容認すべしと一気呵成に話が進んだに過ぎない。

その後価格交渉を巡る対立を契機に銅の私貿易は一旦禁止されたようである。しかし成宗23年(1492)3月に倭銅過剰と綿布不足が問題視され、成宗は李克培の意見に従い私貿易を再解禁した⁽³⁷⁾。同年5月には戸曹判書鄭崇祖や礼曹判書成健らが倭人による浦所での銅私貿易に反対したが、成宗は方針を曲げなかった⁽³⁸⁾、7月には右賛成鄭文炯が銅鑛を花園県に運ばせ私貿易を許すべしと提言したが、沈澮や李克培らはこぞって反対し、成宗も採用しなかった⁽³⁹⁾。翌24年閏5月には李克墩が再度花園県での銅貿易を提案したが、成健は反対した⁽⁴⁰⁾。そして翌25年、成宗は財政難を理由に倭人の私献(公貿易)を一切禁止した⁽⁴¹⁾。しかし日本側が強く反発したため、ケースバイケースで公貿易が許可された⁽⁴²⁾。

元来銅は鑛器の原料でもあり、たとえ官需が低下しても民需は充分に存在した。しかし私貿易の解禁により輸入量が増大すると、銅価格は減減した。燕山君5年(1499)には少貳正尚の使臣が前年より浦所に居座り銅の公貿易を強く求め、翌6年には対馬島主が銅11万斤を送り公貿易を求める事件が起きている⁽⁴³⁾。村井章介の推測通り、これらの事件は私貿易での銅取引価格が下落したことに起因するものであろう。

こうして15世紀末以降、政府は銅鑛私貿易原則を維持しつつ、羈縻政策の観点から時宜に応じて公貿易を再開した。中宗5年(1510)勃発した三浦の乱により日朝貿易は一時的に衰退するが、中宗7年に壬申約条が締結され、国交が回復した。中宗10年には日本国使が使節船隻追加・宗氏復爵・寺刹建立援助・銅鉄私貿易を求めたのに対し、国王は後2者のみ許可した⁽⁴⁴⁾。これは恐らく対馬島主が仕立てた偽使であろう。

ところで中宗20年(1525)5月、司諫韓承貞と侍読官丁玉亨は相継いで、富商大賈が争って鑛器を蓄えるので倭銅価格が高騰したと述べ、一切の対日貿易を禁止せよと訴えた⁽⁴⁵⁾。中宗28年(1533)には戸曹が、慶尚道の飢民に銅と木綿を分給して賑恤せよと具申し、中宗34・36年(1539・41)にも国王は救荒用に備蓄する穀物を納入した者に銅を支給することの是非を問うている⁽⁴⁶⁾。世宗歿後鑄砲政策が停止されたことにより朝鮮の倭銅鑛需要は一気に低下し、日本側は販路の低迷に苦慮した挙げ句、三浦の乱を起こすに到るが、その後鑛器の流行に支えられて倭銅需要が持ち直し、時として原料銅が米や綿布と同じく交換手段の一翼を担うまでになった。また中宗37年(1542)、日本国王使を名乗る安心東堂が銀8万両を売りに来朝した事件に象徴されるように、この頃から倭銀の対朝鮮輸出も盛んになり、これらは主として中国に転売されたようである。

総じて15世紀後期の倭銅鑛貿易は朝鮮国内に銅需要が少なかったため低調であり、朝鮮政府は日本側の輸出圧力を防遏していた。ところが三浦の乱後、鑛器需要が次第に増大し、倭銅

輸出は持ち直した。一方鐵需要は低迷したままであり、中宗 27 年（1532）には「近来鐵、倭人持来せず、故に国に儲うる所無し」とまで言われた⁽⁴⁷⁾。青銅が再び重視されるようになるのは倭寇の脅威が再発した明宗期からである。

4. 後期倭寇と鑄砲政策

明宗 10 年（1555）5 月、倭寇 70 余隻が全羅道達梁を犯し、朝廷を震撼させた。これは後に乙卯達梁倭変と呼ばれる事件であり、嘉靖大倭寇の一環節を成すものであった。5 月 16 日に事変の一報を受けた時、右賛成安珪は「今では銅鉄が欠乏し、銃筒の配備が難しい」と述べ、領議政沈連源は「古の倭船は薄い板で造られていたため、撃破するのは甚だ容易であったが、今では唐人と通交しており、造船が極めて堅牢になったので、終に銃筒では撃破できなくなった。また倭の銃筒は極めて精巧なので、今日の倭寇防禦は古より困難である」と語っている⁽⁴⁸⁾。すなわち近年の倭寇は中国人との交流により船舶を強靱に、銃筒を精巧にしたが、対する朝鮮軍は原料銅不足のため十分な数の銃筒を配備できない状況だったのである。後期倭寇の主体が日本人から王直ら中国人に移ったことから、彼らの戦闘能力が前期倭寇と較べ飛躍的に高まったというのは確かであろう。一方世宗歿後ほぼ 1 世紀の間、朝鮮は火器の改良や増備を等閑にしてきた。中宗 39 年（1544）既に判中樞府事宋欽が、唐船は堅牢かつ大型で火砲を配備しているのに、我が国には戦艦がなく、火器も唐人の砲と較べれば兎戯に等しいと上疏しているが⁽⁴⁹⁾、その後も政府は有効な対策を講じてこなかった。その報いが一挙に露出したのである。

達梁倭変に驚愕した政府は慌てて銃筒鑄造を検討した。5 月には司諫院が東大門や南大門に放置されている大鍾を鑄つぶして銃筒を製造すべしと提言し、備辺司・弘文館・承政院も相継いで賛同したが、明宗は無用な鍾であっても軽々に破壊すべからずとして反対し、市場での銅収買と内需司儲備銅の流用で対処するよう命じた⁽⁵⁰⁾。6 月 14 日、全羅道より戻った宣伝官朴世賢は「李浚慶が言うには、倭賊が鹿島で敗北した時、我が軍に天字・地字銃筒がなかったため敗走した賊船を撃沈できず、みすみす逃がしてしまったのは痛恨の極みである」と報告しており⁽⁵¹⁾、銃筒の鑄造は急務であった。

ところが 6 月 17 日、全羅左道防禦使南致勤が本道寺刹の鍾で銃筒を鑄造せよと請い、三公も最近の銃筒は雜鉄（不純物含有量の多い青銅）で鑄造しているため試射すると悉く破裂するが、諸寺の鍾は鐵が多く入っているので強度が高いとして南致勤の提案を支持したのに対し、明宗は相変わず仏寺の鍾は久遠の物であり輕破するなど回答した⁽⁵²⁾。恐らく仏教を篤く信仰していた母親の文定大妃に配慮したのでであろう。翌 7 月には全羅道觀察使金澗が、賊船を撃破するには大將軍箭が最適であるため、李浚慶が諸寺の鍾を集めて銃筒を鑄造しようとした

が、南致勤による奏請が却下されたため、せめて内願堂を除く無名の寺刹の鍾で鑄砲できないかと状啓したが、明宗は頑として譲らず、既に回収した銅器を諸寺に返却させた⁽⁵³⁾。同年9月、濟州牧使金秀文は乗船出撃し、銃筒で賊船を撃破したと報告しており⁽⁵⁴⁾、銃筒が水上戦で威力を発揮することが立証された。

注目すべきは、朝廷の高官も現地の武将も銃筒の原料を寺刹の鍾に求めるのみで、倭銅鑛の収買には全く言及していないことである。半世紀前とは事情が異なり、既に倭銅鑛は朝鮮に輸入されなくなっていた。小葉田淳は「明宗中頃以後、すなわちわが天文末年から弘治・永禄にかけて銅貿易の事実の見えないことは、銅の主産地たる中国地方と博多方面との運輸が阻害されたことによるものでないかと思う」と推測しているが⁽⁵⁵⁾、平戸や五島を根拠地とし、博多一対馬一釜山間の海上交通にも影響を及ぼしていたと思われる倭寇が⁽⁵⁶⁾、軍需物資である銅鑛の貿易を放任していたとは考え難い。また博多商人や対馬島主が意図的に輸出を絞り、銅鑛価格を吊り上げようとしていた可能性もある。理由はともあれ、16世紀後期に至り東アジアで倭寇対策のため銅鑛需要が一挙に高まったのに対し、朝鮮の倭銅鑛輸入はほぼ杜絶したまま復活しなかった。

そこで政府は民間に保有されている銅を強制的に買い上げる策に出た。明宗11年(1556)10月、司諫院は「民間の什器を少しずつ掻き集め尽く都監に納めたので、不満の声は絶えなかったのに、僅か1年でまた鑄造した銃筒が足りないとして民間の銅を徴発する」ことは不可能に近いとして、せめて昨年(1555)の綿布1匹当たり銅4斤という買取価格を引き上げるべしと上啓している⁽⁵⁷⁾。また採銅敬差官が地方に派遣されたが、彼らは人民を無理やり駆使して深山幽谷に入らせ銅鉍脈を探させたりするので、弊害が少なくなかった⁽⁵⁸⁾。結局銅器収買も銅鉍脈探査もいたずらに民弊を生んだだけで、鑄砲原料不足の打開策とはならなかった。

明宗19年(1564)10月、三公らは吹鍊法が未確立であるため「我が国多産の銅は採用するを得ず、或いは倭奴より賃い、或いは諸を上国に賃えど、猶未だ用に足らず、深く未だ便ならざるなり」と上啓しており⁽⁵⁹⁾、やがて銅輸入は再開されたようであるが、鑄砲需要を満たすには到底及ばなかった。明宗21年には倭通事金世亨が文蓋なる者を連れて倭館を訪ね、官職授与を願う宗氏の家臣より銅吹鍊法を聞き出そうと試み、家臣が機密漏洩を躊躇すると「聞くところによると汝等は多くの銅を持って来たとか。今もし進上すれば、その後の事は情勢を見て何とかしよう」と甘言を弄し、とうとう文蓋に銅吹鍊法を学ばせることに成功した⁽⁶⁰⁾。倭銅進上と吹鍊法伝授との関係は詳細に記されていないが、恐らく明宗12年に締結された丁巳約条の規定を超えた銅進上と布帛回賜を特別に認めてやろうと持ちかけたのであろう。実録の史官は国益のためとは言え受職を餌に己が主君を欺かせるのは義に悖るやり方だと非難するが、そもそも銅鉍石がほとんど見つからないのに吹鍊法だけ学んでも意味がない。結局金

世亨の取引は鑄砲政策に何ら貢献しなかった。

以上のように16世紀中葉、朝鮮では銅需要の減少に伴い倭銅の輸入が杜絶した。しかし同時期、後期倭寇が堅牢な兵船に精巧な青銅製大砲（恐らく仏狼機砲）を搭載して東アジア沿海を荒らし回り、1555年には達梁倭変を起こした。そこでにわかに銃筒鑄造の気運が高まったが、倭銅鑄輸入や国産銅生産は全く期待できず、梵鐘の改鑄には明宗が反対した。その後明朝により倭寇が鎮圧されたことで銅鑄貿易は復活したようであるが、今度は鑄砲政策自体が下火になった。やがて来たる壬辰倭乱で朝鮮軍の銃筒はほとんど活躍の場を見出せず、専ら日本軍の小銃と明軍の大砲との戦いとなった。

5. おわりに

朝鮮前期において倭銅鑄の需要と供給が共に増大したのは鑄銭・鑄砲政策を推進した世宗期であった。世宗歿後は日本側の綿布需要が引き続き伸長したのに反して朝鮮側の銅鑄需要は低迷し、政府は公貿易を私貿易に転換するなどの方法を随時駆使して財政負担の軽減に努めた。16世紀になると鑄器が普及し、銅需要はある程度上向いたが、鑄輸入は杜絶した。達梁倭変勃発後、政府はにわかに鑄砲政策を再開し、銅鑄需要は激増したが、日本からの銅鑄供給は直ちに復活しなかった。事変から約10年後には徐々に輸入が増えていったが、既に後期倭寇は概ね鎮圧されていた。

倭銅鑄貿易は朝鮮政府の青銅需要に刺激されて増大し、需要が低下した後も供給圧力は続いた。これは日本側に銅鑄の対価である綿布需要が発生したこと、銅鑄に代わる新たな輸出品を見出せなかったことに起因する。ところが16世紀後期に青銅需要が再度高まった時、倭銅鑄輸出は即応しなかった。その原因は不明であるが、倭寇により海上交易の危険性が高まったことなどが想定される。日朝貿易は15世紀の盛期を取り戻すことなく壬辰倭乱を迎えたのである。

註

- (1) 小葉田淳『金銀貿易史の研究』法政大学出版局、1976年、中村栄孝『日鮮関係史の研究』上・下、吉川弘文館、1965・69年、金柄夏『李朝前期 対日貿易 研究』韓国研究院、1969年、村井章介『中世倭人伝』岩波新書、1993年、朴平植『朝鮮前期 対外貿易と貨幣 研究』知識産業社、2018年。
- (2) 前註(1) 村井、128-129頁、中村、上、633頁。
- (3) 前註(1) 金、151-152頁。金は青銅が家庭用器皿にも使用されたと述べるが、黄銅（真鍮）の誤りである。
- (4) 拙稿「朝鮮後期銭遣い制の形成過程」北九州市立大学『外国語学部紀要』140号、2015年、同「朝鮮時代の

朝鮮前期の倭銅鐵輸入

- 火器』『東洋史研究』75巻2号,2016年(拙書『朝鮮後期財政史研究』九州大学出版会,2018年,第1章「鑄砲政策と鑄銭政策」、第2章「火器の種類と製造」)。
- (5) 有馬成甫『火砲の起原とその伝流』吉川弘文館,1962年、宇田川武久『東アジア兵器交流史の研究』吉川弘文館,1993年、許善道『朝鮮時代火薬兵器史研究』一潮閣,1994年など。
- (6) 『朝鮮太宗実録』巻18,太宗9年10月丙辰、『朝鮮世宗実録』巻1,世宗即位年8月辛卯。但し同右,巻61,世宗15年9月辛巳の条には、軍器監が新造した火砲は1度に2箭ないし4箭を発射したとあり、鉄箭数十本の斉射が可能な火車は試作品に止まったものと見られる。
- (7) 『朝鮮世宗実録』巻59,世宗15年正月己巳。
- (8) 同右,巻78,世宗19年7月丙午・乙卯。
- (9) 同右,巻83,世宗20年11月甲辰。
- (10) 前註(1)小葉田,第7章「中世における硫黄の外国貿易と産出」。
- (11) 『朝鮮太宗実録』巻2,太宗元年12月庚午。
- (12) 『朝鮮世宗実録』巻43,世宗11年正月壬子・乙卯・乙丑、同右,巻44,世宗11年5月戊午・壬申・六月己丑、同右,巻45,世宗11年7月丁未・癸丑。
- (13) 同右,巻44,世宗11年6月己丑
礼曹啓。昌盛求刀子及鑿銅器。銅器則去歲已多与之。請勿復給。
- (14) 同右,巻49,世宗12年8月乙酉。
- (15) 同右,巻88,世宗22年3月戊辰。
- (16) 同右,巻63,世宗16年3月丁酉・丁未。
- (17) 同右,巻80,世宗20年2月乙卯
議政府抛戸曹呈啓。路辺各官居民輻輸倭人所持銅鐵。人馬俱勞。其弊不少。以典農寺綿布・正布買縣紬。分送三浦。客人齎來銅鐵。隨即貿易。入于各官。於貢船上来時。竝載上納。以除民弊。又令京外自願貿易者。皆赴浦所貿易。其挾持禁物。濫行買賣者。令其官守令檢察。從之。
- (18) 同右,巻119,世宗30年3月丁酉。
- (19) 同右,巻95,世宗24年正月丁卯。
- (20) 同右,巻98,世宗24年11月丙子。
- (21) 同右,巻108,世宗27年4月甲寅。
- (22) 同右,巻108,世宗27年6月丁巳、同右,巻109,世宗27年7月甲戌・8月壬戌。
- (23) 同右,巻121,世宗30年9月丙申。
- (24) 同右,巻107,世宗27年3月辛卯。但し同月癸卯の条に「前天字火砲。不過四五百步。今所鑄則用藥極少。而矢及一千三百余步。一發四箭。皆及千步」云々とあり、飛距離の改善は進んでいたようである。
- (25) 拙稿「朝鮮前期の楮貨通用政策」北九州市立大学『国際論集』第16号,2018年。

- (26) 『朝鮮文宗実録』 卷3, 文宗即位年 8 月戊寅、同右, 卷8, 文宗元年 6 月壬申。
- (27) 『朝鮮世祖実録』 卷2, 世祖元年 12 月己酉、同右, 卷8, 世祖 3 年 6 月壬寅。
- (28) 同右, 卷 33, 世祖 10 年 6 月戊戌。
- (29) 『朝鮮睿宗実録』 卷4, 睿宗元年 3 月癸巳。なお『朝鮮成宗実録』 卷175, 成宗 16 年 2 月戊寅の条には
李坡議。三浦私売。自祖宗朝。行之已久。至世祖末年。恐商賈買売之際。容有冒濫。始禁私売。此特小弊耳。
因此倭人所売如銅鐵・皮物及細瑣雜物。竝皆公買。其物於国家不緊。而所給之価。歳費千万。儲於官家。
積如丘山。銅鐵或致消融。皮物日就腐朽。終於無用。
とあり、私貿易禁止が世祖末年より実施されたとする史料もある。
- (30) 『朝鮮成宗実録』 卷19, 成宗 3 年 6 月丁亥。
- (31) 同右, 卷 33, 成宗 4 年 8 月丙子。
- (32) 同右, 卷 94, 成宗 9 年 7 月乙亥。
- (33) 同右, 卷 73, 成宗 7 年 11 月癸丑、前註 (29) 李坡。
- (34) 同右, 卷 174, 成宗 16 年正月癸卯
戸曹判書李徳良・參判金升卿・參議林寿昌來啓曰。倭銅鐵。国家許人私買。臣等恐小民貪利。必有潜売禁物者。
且買売之際。易生罅隙。臣等意。令花原 [園] 県。収興利人布。官為和売而給之。則庶無此弊。而銅鐵亦
足於民間矣。
朴平植はこの史料を「最近決定された倭銅鐵に対する私貿易許用方針に反発して、再び花園県が商人の代価
布貨を収納し三浦で倭銅鐵を公貿易した後にこれら商人に支給する方案を代わりに提案し、国王がその検討
を指示した」と解釈するが[前註 (1) 朴, 95 頁]、それでは世祖末年もしくは睿宗元年に出された私貿易禁止
令と齟齬する。本稿では「国家許人私買」を条件節と捉える。
- (35) 同右, 卷 175, 成宗 16 年 2 月丁卯・戊寅、同右, 卷 176, 成宗 16 年 3 月壬午・丁未。
- (36) 前註 (1) 村井, 130-131 頁、朴, 95 頁。
- (37) 『朝鮮成宗実録』 卷 263, 成宗 23 年 3 月癸巳。
- (38) 同右, 卷 265, 成宗 23 年 5 月甲申。
- (39) 同右, 卷 267, 成宗 23 年 7 月己巳。
- (40) 同右, 卷 278, 成宗 24 年閏 5 月辛丑・辛酉。
- (41) 同右, 卷 289, 成宗 25 年 4 月乙丑。
- (42) 同右, 卷 291, 成宗 25 年 6 月辛未・壬申・甲申。
- (43) 『燕山君日記』 卷 32, 燕山君 5 年 3 月丙寅、同右, 卷 38, 燕山君 6 年 8 月甲午・乙未・甲辰。結局少貳使は全
数を、対馬使は 3 分の 1 を買い取ってもらった。
- (44) 『朝鮮中宗実録』 卷 21, 中宗 10 年 3 月甲戌。
- (45) 同右, 卷 54, 中宗 20 年 5 月己卯・乙酉。

朝鮮前期の倭銅鑛輸入

- (46) 同右, 卷 75, 中宗 28 年 7 月丙辰、同右, 卷 91, 中宗 34 年 7 月癸酉、同右, 卷 95, 中宗 36 年 4 月癸酉。
- (47) 同右, 卷 72, 中宗 27 年 2 月癸巳。
- (48) 『朝鮮明宗実録』 卷 8, 明宗 10 年 5 月己酉
安玟曰。……今也銅鉄匱乏。銃筒難備。……連源曰。古者倭船。以薄板為之。故破之甚易。今則与唐人交通。造船極牢。銃筒終不可破也。且倭之用銃筒極巧。今之禦倭。難於古矣。
- (49) 『朝鮮中宗実録』 卷 104, 中宗 39 年 9 月甲辰。
- (50) 『朝鮮明宗実録』 卷 18, 明宗 10 年 5 月乙卯・丙辰・戊午、6 月乙丑。但し 6 月乙丑の承政院の上啓には「窃恐。銃筒之鑄。無時可已。則豈可每賀諸市。以重困民生乎」とあり、市場での質銅は民生を圧迫する恐れがあった。
- (51) 同右, 6 月丁丑。
- (52) 同右, 6 月庚辰。
- (53) 同右, 卷 19, 明宗 10 年 7 月甲午・甲寅。
- (54) 同右, 卷 19, 明宗 10 年 9 月甲辰。
- (55) 前註 (1) 小葉田, 174 頁。
- (56) 『朝鮮明宗実録』 卷 30, 明宗 19 年 10 月壬辰の条によると、明国を掠奪した倭寇は宝物を釜山浦で売り捌いているとあり、釜山も倭寇の影響下に置かれていた。
- (57) 同右, 卷 21, 明宗 11 年 10 月庚寅。
- (58) 同右, 卷 25, 明宗 14 年 7 月丁丑。
- (59) 同右, 卷 30, 明宗 19 年 10 月乙亥。但し日本や中国からの銅輸入は他の史料から確認できない。
- (60) 同右, 卷 32, 明宗 21 年 3 月甲辰
政院啓曰。倭通事金世亨率文盖往館。問吹鍊之法於倭人。則答曰。言之不難。然我国之事。漏通他国。罪固有之。賞職雖我所願。島主若問受之之由。則何以答之。世亨曰。此事豈無方便之道乎。聞汝等多齎銅鉄而來。今若進上。則其後之事。可觀勢為之。倭人仍説吹鍊之法。使文盖学之。